令和3年7月号

森田恵三社会保険労務士事務所
関西社会労働保険問題懇話会 便り No.67

（労働保険事務組合　関西社労懇）

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12－3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224　FAX 075-203-1573　E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

新型コロナウイルスの感染者は延べ、国内で８１万人を超え、死亡者数は１万９千人を超えました。まだまだ、ワクチン接種ができず、厳しい状況が続いております。罹患されました皆様には心からお見舞い申し上げます。また、これからの時期は、梅雨明けとともに日増しに猛暑となってまいります。例年、熱中症による労災申請手続きを数件しております。マスク着用ではありますが、適宜はずす、水分や塩分補給をする、長時間労働を避け休憩や十分な睡眠をとる。職場内の空調を下げる、サーキュレーターの設置をするなど働く環境を整え、健康にこの厳しい暑さを乗り超えていただきますよう何卒お願申し上げます。　令和３年夏

新型コロナウイルス感染の影響で、シフトに入れず賃金が減ってしまった方は、正社員、パート、学生アルバイト、技能実習生、外国人、個人事業主と同居する親族でも雇用保険の被保険者となっている方、どのような場合も、『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』の申請ができます。事業主の皆様、申請にご協力ください。

◆休業支援金とは

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、事業主より休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、労働者本人の申請により、休業支援金・給付金を本人が直接受けることができます。

◆対象となる休業とは？

事業主の指示により所定労働日に労働者を休ませるものをいい、申請に当たっては、事業主の指示により労働者を休業させていること、休業手当を支払っていないことを「支給要件確認書」で確認することとなります。

◆シフトが決まる前に休業し、勤務日がわからない場合は？

労働条件通知書に週○日勤務と記載がある、休業前直近６ヵ月の給与明細書で就労の実態で週４日以上働いていた、など実態を踏まえ、労働者と事業主双方において事業主の指示で休業した日と認識が一致した上で、支給要件確認書を作成すれば申請することが可能です。

◆「休業手当を支払っていない」と回答した場合、労働基準法違反となるか

労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされていますが、使用者の責に帰すべき事由による休業に当たるかどうかは、個別の事案ごとに、休業の原因や、使用者の休業回避努力の状況などを総合的に勘案し判断されます。天災事変のような不可抗力によるものや、経営者が最大の努力を尽くしたが企業努力だけでは回避できないような場合は、休業手当の支払い義務は生じないとされています。よって、支給要件確認書に回答をしても、労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務の有無の判断に影響したり、直ちに会社に行政指導されることはありません。

なお、休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金が申請でき、会社に支払われますのでご検討ください。（但し、支給後２カ月以内に申請は必要です。）

◆申請ができる対象となる休業の期間は？

令和２年４月１日から令和３年７月３１日までの休業が対象となります。また、１日８時間勤務が３時間の勤務になる場合など、短時間休業も支援金・給付金の対象となります。

◆給付額の計算方法は？

休業前３か月の賃金の総額を９０日で割って算定します。休業前賃金を確認できる書類は、①賃金台帳、②給与明細、③賃金の振込通帳の３種類の添付が必要です。

◆支援金・給付金の給付額は？

原則として、上記により算定された休業前賃金日額の８割で、（令和３年４月までの休業については日額上限 11,000 円、同年５月以降の休業は原則日額上限 9,900 円）×各休業期間の各休業日数が支給されます。（一部地域、業種で要件合致した場合は、５月以降も上限 11,000 円）

◆雇用調整助成金との関係は？

事業所の雇用調整助成金の受給の有無にかかわらず、休業手当が支払われていない対象外となっている労働者は、支援金・給付金の支給対象となります。

◆休業した期間と申請の期限は？

Ｒ２年 10 月～Ｒ３年４月⇒**Ｒ３年７月 31 日**
Ｒ３年５月～６月　⇒Ｒ３年９月 30 日
Ｒ３年７月　⇒Ｒ３年 10 月 31 日

但し、10 月 30 日に公表されたリーフレットの対象となる方の場合は、疎明書を添付することによりＲ２年４月～６月についても、**Ｒ３年７月 31 日**までに申請することができます。（郵送の場合は必着日）

◆支給申請後、支援金・給付金が支払われるまでにかかる期間は？

申請書類が整っている場合は、おおむね２週間で支給、不支給の決定がなされ、本人の口座に振り込まれます。書類の不備がある場合は時間がかかりますので、ご注意ください。

◆不正申請、不正受給とは？

申請書類に故意に虚偽の記入を行ったり、偽りの証明を行うことをいいます。例えば、新型コロナウイルス感染症と関係なく、もともと就労する予定がなかった、シフトがなかった、勤務日でなかった、そもそも雇用契約をしていない、等の事情にかかわらず、労働者や事業主が偽装して受給するような場合をいいます。

◆申請方法、申請先は？相談先は？

申請書は厚労省 HP からダウンロードしてください。記載例もあります。
申請方法は郵送かオンライン申請です。
〒 600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当
コールセンター：0120－221－276
月～金 8：30～20:00／土日祝 8：30～17：15
新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・ 給付金
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html#sankou

事務所よりひとこと

休業支援金を申請されている従業員、協力されている事業所は雇用調整助成金に比べ少ないかもしれませんが、これまでに約 228 万件の申請があり、約 180 万件に支給決定され、約１兆 3785 億円支払われています。

今、非正規労働者、学生などの困窮がクローズアップされています。労働相談でも休業手当が支給されない、シフトに入れないという相談が多くあります。申請期限が７月 31 日と迫っておりますが、ぜひ、従業員の生活を守るため、事業主の皆様のご協力をお願いいたします。

事務所夏季休業のお知らせ

当事務所は８月 13 日（金）～16（月）を夏期休業とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

（文 特定社会保険労務士 杉原　純子）